

令和 7 年 10 月 8 日

## (公財) 豊田市学校給食協会 学校給食用物資納入業者登録申請要項

### 1 申請期間

令和 7 年 10 月 8 日(水)から 11 月 17 日(月)まで

### 2 登録基準

#### (1) 申請の対象者

- ア 成年被後見人、被保佐人及び破産者でないこと。
- イ 学校給食の趣旨を理解し協会の行う業務に協力的であること。
- ウ 暴力団員又は暴力団関係者でない者

#### (2) 事業施設及び供給能力

- ア 店舗、工場、販売所など固定した事業施設を有し、常時営業していること。
- イ 安全性、衛生性を考慮し次の各号に定める食品を扱うものについては、その事業施設が豊田市内にあること。ただし、調達が困難な場合はその限りではない。
  - (ア) 野菜類、果実類、きのこ類のうち加工されていない食品
  - (イ) 肉類のうち精肉
  - (ウ) 豆腐類
  - (エ) こんにゃく類
  - (オ) 麺類のうち生麺
- ウ 別に定める期日及び場所に必要な数量を納入できること。

#### (3) 信用状況

- ア その事業を継続して 3 年以上従事していること。
- イ 納税義務が履行されていること。

#### (4) 衛生状況

- ア 食品衛生法（昭和 22 年 12 月 24 日法律第 233 号）第 51 条第 2 項に基づき、H A C C P に沿った衛生管理が行われていること。
- イ 従業員の健康管理が十分行われていること。
- ウ 物資を衛生的に保管できる設備が確保されていること。

### **3 登録の有効期間**

自 令和8年4月1日 至 令和11年3月31日

### **4 申請方法**

登録申請書及び必要添付書類を11月17日(月)までに(公財)豊田市学校給食協会管理課に提出

### **5 登録の承認について**

提出された書類もとに審査を行い、令和8年1月頃審査結果を通知予定

### **6 書類の配布及び提出先**

〒471-0067

愛知県豊田市栄生町五丁目1番地(豊田市中心部給食センター内)

(公財)豊田市学校給食協会 管理課 担当 三宅・羽根田・宇佐美

TEL : (0565) - 32 - 2110

URL : <https://www.toyota-school-lunch.jp/>